

令和 5 年度 第 8 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 5 年 1 1 月 2 4 日 (金) 午後 2 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 2 時 2 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 4 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	×
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	欠 員	×	1 2	八 木 大 輔	×
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舩 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について  
 日程第 2 諸報告について  
 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について  
 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について  
 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について  
 日程第 6 議案第 4 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について  
 日程第 7 報告第 1 号 農業用施設に係る届出書の受理について  
 日程第 8 報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について  
 日程第 9 報告第 3 号 公共工事に伴う農地の一時使用について

会議の件名	議事録
<p>1. 開会</p> <p>日程第1</p>	<p>後藤事務局長が開会を告げる。午後2時20分</p> <p><b>【あいさつ】</b></p> <p>◎事務局長</p> <p>皆さんこんにちは。ただいまより令和5年度第8回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>第3回実行委員会に引き続きご出席ありがとうございます。</p> <p>事務局から発表があった通り400点を超える出品がありました。誠にありがとうございました。</p> <p>また、今日午前中に会場となります緑の丘公園で職員、委託業者でテント設営など事前準備を行いました。</p> <p>明日、明後日は大変寒くなるようですが、4年ぶりの農業収穫祭を成功に導きたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは山崎会長ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>◎会長</p> <p>農業収穫祭実行委員会に引き続き、お疲れ様です。</p> <p>ただいま事務局長よりありました通り4年ぶりの開催となります。</p> <p>今回は、春日部工業高等学校のスペーシアXも参加いただきます。また、舛田委員のご協力のもと、焼き芋もやります。参加される委員の皆様につきましては、いろいろと大変かと思いますが、50回目の収穫祭ですので成功に導きたいと思っております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>◎事務局長</p> <p>ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしく願いします。</p> <p><b>【開会の宣言】</b></p> <p>◎議長</p> <p>ただいまから、令和5年度第8回定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員11名、最適化推進委員7名であります。</p> <p>過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。</p> <p>これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p><b>【会議録署名委員の指名について】</b></p> <p>◎議長</p> <p>まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。</p> <p>4番 藤江 健広 委員</p> <p>5番 横川 朝治 委員</p> <p>以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p>

<p>日程第 2</p>	<p><b>【諸報告について】</b></p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>◎事務局 ・審議保留案件について</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p><b>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</b></p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略します。 No.1 について事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 案内図は 1 ページから 3 ページです。 譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は公益社団法人埼玉県農林公社です。 申請地の地目は〇です。面積は〇合計で〇〇〇〇㎡です。 また、売買金額は、〇〇〇万円です。1 反当りの金額は〇〇〇万円です。 移転理由については農地売買事業による経営拡大です。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。 おもな作付作物は水稻です。 農機具の所有状況は、トラクター 7 台、田植機 2 台、コンバイン 2 台、糶摺機 1 台、乾燥機 4 台、噴霧機 4 台、農業用トラック 5 台、その他農機具 4 台を保有しています。 譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作時間は〇分です。 世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間 3 0 0 日、妻の〇〇さんが 3 0 0 日、子の〇〇さんが 3 0 0 日、子の〇〇さんが 3 0 0 日世帯合計で 1 2 0 0 日です。1 5 0 日以上のため、農作業に常時従事する認められます。 今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇〇〇㎡になります。</p>

周辺地域との関係については引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしくお願います。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は4ページから5ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇の方です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇の方です。

申請地の地目はすべて〇です。〇筆合計で〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡理由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は経営拡大です。

なお、売買金額は、〇筆合計で〇〇万円です。1反当りの金額は約〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>、畑が〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。

おもな作付作物は水稻、蔬菜です。

農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、籾摺り機1台、草刈り機1台、農業用車両1台を保有しています。

譲受人の農作業暦は30年です。また、通作距離は約〇kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間80日です。父の〇さんが年200日、母の〇〇〇さんが年間200日、世帯合計で480日です。150日以上のため、農作業に常時従事する認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇  
〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協  
調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさな  
いものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ  
てを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま  
す。

◎柴田委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとお  
り、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.3について、事務局説明願ひます。

◎事務局

案内図は6ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方  
です。

申請地の地目は〇です。面積は〇〇〇㎡です。

譲渡理由は、譲渡人は〇〇〇〇によるもので、譲受人は〇〇〇〇です。

なお、売買金額は〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇㎡、そのうち田  
んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は〇〇〇です。

農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、耕耘機1台、コン  
バイン1台、乾燥機1台、粃摺機1台、噴霧機1台、農業用トラック1台、  
草刈機2台を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年です。また、通作距離は〇分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間300日、妻の〇〇さんが20  
0日、世帯合計で500日です。150日以上のため、農作業に常時従事  
する認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇

○㎡になります。

周辺地域との関係については引き続き水稻や蔬菜の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告を私からさせていただきます。

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.4について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は7ページです。左上に議案1-4資料と書かれた営農計画書をご覧ください。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇の方です。

譲渡人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方と同世帯員の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業はありません。

申請地の地目は〇、〇筆と〇、〇筆、合計〇筆で面積は〇〇〇㎡の農地です。譲渡理由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は新規就農で自家消費分になります。

なお、売買金額は〇筆合計で〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積はありません。

それでは営農計画書を御覧ください。

今回、農地を取得する目的は、15年以上〇〇〇のルーフバルコニーで家庭菜園レベルですが、キュウリ、ナス、ピーマン等の栽培を行ってきました。宅地と農地も購入し家庭菜園からレベルアップして、自家消費分ですが本格的に農業を始めたいとのことでした。

次に、農機具の所有状況及び計画は、耕運機1台、草刈り機2台、噴霧器4台、鍬等を保有予定です。

次に、年間の農作業従事計画です。栽培作物は野菜、果樹等です。

1月は土づくりに30時間。2月はいちご施肥、ミカン剪定、甘夏収穫に

30時間。3月はジャガイモ植え付け、いちご消毒、施肥に40時間。4月はトマト、なす、キュウリの植え付け、ジャガイモ施肥、消毒に45時間。5月はサツマイモ、ゴーヤ、植え付け、イチゴ収穫、消毒に45時間。6月はジャガイモ収穫、イチゴ苗作り、消毒、除草に45時間。7月は消毒、雑草除去に20時間。8月は消毒、雑草除去に20時間。9月は消毒、雑草除去に20時間。10月はイチゴ植え付け、サツマイモ収穫、施肥、雑草除去に30時間。11月は垣根剪定に20時間。12月はイチジク、サクランボ、ブルーベリーの果樹剪定に20時間行います。年間作業時間は365時間で50日間を予定しています。なお作業は譲受人のみだけで行います。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については引き続き畑作、果樹栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

また、農機具の所有計画、農作業従事計画が妥当と考えられれば農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく願います。

◎高橋会長代理

〇〇さんから譲り受ける段階で果樹があるのですか。

◎事務局

果樹は既に植わっています。

◎高橋委員

譲り受ける〇〇さんの年齢を教えてください。

◎事務局

年齢は〇〇歳です。

◎横川委員

〇〇〇番地は〇〇さんが住んでいるんじゃないですか。

◎事務局

宅地と農地を譲り渡すことになっています。

◎柴田委員

倉庫のような建物は違反ではないですよ。

◎事務局  
過去に転用の許可をとっております。

◎藤江委員  
作業従事日数は目安的なものはあるのか。面積と内容によって変わってくると思うので、どう考えればよいのか。

◎事務局  
150日以上で常時従事すると認めれております。今回のような少ない面積の場合は、150日以上に満たないことがあります。その場合は、少ない耕作面積に対して必要な作業がある限り常時従事すると認められれば、150日以上の日数が無くても常時従事すると認められます。

◎議長  
質疑なしと認め、これより採決いたします。  
許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は許可されました。

**【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】**

◎議長  
続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。  
No.1 について、事務局説明願います。

◎事務局  
案内図は 8 ページです。土地利用計画図は 1 ページになります。  
申請地は〇〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇〇㎡、合計で〇〇〇〇㎡の農地です。  
申請人は〇〇〇〇〇〇に居住されている〇〇〇さん。  
転用理由は〇〇〇〇〇〇です。  
申請理由については〇〇〇では〇〇〇〇〇〇が不足している状態で、隣接する〇〇〇の施設を利用している方もおり、潜在的な需要も将来的にかなりあると思われます。〇〇〇〇にはそれなりの土地面積・建物面積も必要であり、市街化区域で見つけるのは難しい状況です。本申請地は市街化区域に隣接しており、環境的にも適していると思われます。  
以上の理由により、私の所有地である本申請地を選定し、建物を建築した後、経験豊かな〇〇〇〇〇〇に運営をお願いしたいと思い当該地を申請されました。  
以上の理由から申請されました。  
工事期間は〇〇〇〇から〇〇〇〇を予定しています。  
被害防除対策については、申請地北側に CB6 段積みで被害防除対策を行います。排水については合併浄化槽 35 人槽を設置して前面道路に U 字溝を 2 本新設し接続します。



日程第 5	<p>資金計画について、造成費〇〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円、合計〇〇〇〇万円です。全額借り入れで対応すること、融資証明書と融資者の残高証明書が添付されています。資金計画について問題ありません。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。</p> <p>◎石塚委員 11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしくお願います。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎高橋会長代理 水路側には被害防除は行わないのか。</p> <p>◎事務局 L型擁壁で被害防除を行います。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件について】</b></p> <p>◎議長 続いて、日程5議案第3号農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 No.1について、事務局説明願います。</p> <p>◎事務局 案内図は9ページです。土地利用計画図は2ページになります。 申請地は〇〇〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。 譲受人は〇〇〇〇〇〇に居住している〇〇〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 譲渡人は〇〇〇〇〇〇に本店があります〇〇〇〇〇〇(有) 〇〇〇〇〇〇さんです。 転用目的は〇〇〇です。 転用理由は、当社は申請地のそばで〇〇〇を利用し〇〇〇〇〇〇を行っ</p>
-------	--

ており、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇は〇〇〇〇〇〇に  
依頼しています。

現在、〇〇〇の回転広場スペースが無く、〇〇〇〇〇〇に止め〇〇にて  
積み下ろし、積み込作業を行っていますので、近隣から時々車両の通行に  
支障を及ぼすため、苦情の電話が入ります。作業時には気を使って行って  
おりますが、会社の問題点となっています。

また、〇〇〇と〇〇〇の置場を〇〇〇の空いているスペースに〇台、近  
所の〇〇〇〇〇〇の空いているスペースに〇台、駐車場としてお借りして  
います。

しかし、〇〇〇の建て替えを計画しているので、移動してほしいと話が  
出ており、〇〇〇からもお借りしている敷地も敷地内の整理をしたいと話  
を頂いております、そのため、早急に車両駐車場を探さざる負えなくな  
りました。

市街化区域では工場から遠く非効率であり〇〇〇も敬遠します。会社近  
くの非農地以外の場所も探しましたが見つけることができませんでした。  
そうしたなか〇〇〇の農地を紹介があり、話がまとまりました。

この申請地では当社の長年の課題であった〇〇〇の積み下ろし時に駐車  
できる敷地であり、〇〇〇の車両、〇〇〇車両〇〇台分を一箇所に集約す  
ることが作業効率、安全性などが確保できます。

以上の理由から申請をされました。

敷地内はアスファルト舗装で工事期間は許可後から1か月間を予定して  
います。

被害防除対策について南側の境界沿いには新規でCBを設置します。

資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、合計〇〇〇  
万円です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明  
書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま  
す。

◎藤江委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備  
はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎高橋会長代理

地目が田になっていますが、現況は畑なんでしょうか。

◎事務局

昭和〇〇年〇月〇日農地改良の届出がされていますので、地目変更をし  
ていないだけです。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

<p>日程第 6</p>	<p>承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p> <p>【議案第 4 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 6 議案第 4 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件についてを上程いたします。</p> <p>No.1 について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 今回、除外が 2 件あります。白地ではなく青地になります。ここは基本的には農地以外は認められない場所ですが、町では年に 2 回農業振興地域からの除外の申請を受け付けています。担当は各部門から意見を集約し、やむを得ないものなのか、支障があるものなのかを農業委員会で審議して、意見を求めるものになります。</p> <p>それでは、案内図は 10 ページです。土地利用計画図は 3 ページになります。</p> <p>申請地は○○○○○○の一部、地目は○です。面積は○○○/○○○㎡です。</p> <p>譲受人は○○○○○○○○○○に在住の○○○○さんです。 譲渡人は○○○○○○○○○○に在住の○○○○さんです。 申請目的は○○○○○○○○です。 申請理由については、私は現在、○○○○○○に○の○○と私の○と○○○○人の○人家族で住んでいます。</p> <p>○○の成長と共に○の○○○○では手狭になってきたので、家族○人で伸び伸び暮らせる一軒家で生活したいと○と良く話をしていました。</p> <p>住宅用地を探す条件として○は小さいときから○○に大変可愛がられていて、私も○○○○からよく家に遊びに行っていました。年齢のこともあり○○が最○○○○○○すことが多くなり○が大変心配していて○○に何かあったときにすぐに駆け付けることができるところを中心に探していました。また○○が○○歳なので○○○○までに引越しをして○○せずに済むようにしてあげたいと思っています。</p> <p>申請地以外の市街化区域や非農地などを探しましたが条件に合う住宅用地が見つからず大変困窮していたところ、申出地の所有者である○○様を紹介して頂き、相談したところ快く承諾して頂きました。</p> <p>申出地は○の○○の住まいから車で約○分の場所で○○に何かあったときでもすぐに駆け付けれることができる場所です。</p> <p>最近我が家は○○○○○○での○○○が増え○○○車両が道路に路上駐車をしていて近隣の方から苦情を言われたことがあります。申出地は私達 2 人個別の車のほかに○○○用や○○○の車両を停めることが出来るので近隣の方に御迷惑をかける心配がなく安心して暮らせます。</p> <p>また、申出地は近くに○○○、○○○、○○○○○○、○○、○○など家族で暮らすのに大変良い立地です。</p>
--------------	---

以上の理由から当該地を申請されました。

被害防除対策については、申請地外周にCB5段を設置して被害防除を行います。排水については合併浄化槽5人槽を設置し、北側の水路に排水します。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。現地に違反は無く、申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですのでご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎高橋会長代理

土地利用計画図と前面道路はそんな狭くない道となっており、案内図だと狭くなっていますが、現況はどうなんですか。

◎事務局

現地は案内図のように極端に狭くなっている道ではありません。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。  
やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案はやむを得ないとされました。

◎議長

続いて、No.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は11ページです。土地利用計画図は4ページになります。

申請地は○○○○○○○○○○地目は○です。面積は○○○㎡の農地です。

譲受人は○○○○○○○○○○にあります(株)○○○○○ 代表取締役

○○○○○○○○○○さんです。職業は○○○○○○○○を営んでいます。

譲渡人は○○○○○○○○○○に居住している○○○さんです。

申請目的は○○○○○○○○です。

申請理由については隣地を以前から購入したいと思っていた土地です。

以前は建物が建っておりましたがその○○○○○○が亡くなり、相続した○○○さんにとっては利用価値の無い土地ということで、購入することになりました。

当社は○○で○○○○○○○○○○を営んでいます。申請地を自動車修理工場敷地として経営したいと思っています。

今後、許可を頂き自動車修理工場敷地として使用したいと思っています。  
以上の理由から当該地を申請されました。  
建物は鉄骨1階建てです。合併浄化槽5人槽を設置し水路に放流します。  
また、油水分離槽も設置します。  
被害防除対策については申請地外周にCBを設置するか不明です。  
説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡田委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。現地に違反は無く、申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですのでご審議よろしくお願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎柴田委員

〇〇〇〇は〇〇〇〇をやっているが、修理工場が必要なのか。

◎事務局

修理工場が必要ということで申請がありました。先ほど申請理由について説明しましたが、必要性の説明はありませんでした。本当に除外をしてまで修理工場が必要なのか。また、被害防除の記載もありませんでしたので、被害防除についても対策してほしいなど意見を出していただければ、農業委員会の意見としてお伝えさせていただきます。

◎横川委員

現況は畑なのか。

◎事務局

登記地目は田です。過去に違反転用をしておりましたが、現在は是正がされ現況は畑となっています。

◎柴田委員

必要性の説明と油水分離槽の管理をしっかりとるようお願いします。

◎事務局

そのように意見を伝えさせていただきます。

◎高橋会長代理

延焼ラインとはなんですか。

◎事務局長

延焼ラインは火災が発生したときに、火が燃え移る可能性がある範囲を指します。延焼ラインとなる可能性がある場所には不燃材料や防火材料といった、火に強い素材を使用することが求められます。

<p>日程第 7</p>	<p>◎高橋会長代理 被害防除とかやったほうがいいのではないか。</p> <p>◎事務局 土地利用計画図では被害防除の記載がありませんので、何かしら対策するようお伝えさせていただきます。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。 やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案はやむを得ないとされました。</p> <p>【報告第 1 号 農業用施設に係る届出書の受理について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 7 報告第 1 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、農業用施設の届出の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p>
<p>日程第 8</p>	<p>【報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 8 報告第 2 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区〇〇地区において、合意解約の届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p>
<p>日程第 9</p>	<p>【報告第 3 号 公共工事に伴う農地の一時使用について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 9 報告第 3 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区、〇〇地区において合意解約の届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎事務局 ・来月の総会の日時について ・忘年会について</p>

◎議長

その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。  
閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。

◎高橋会長代理

長時間に渡りご審議ありがとうございました。  
明日明後日、収穫祭の準備と開催がありますので、頑張りましょう。  
本日はお疲れ様でした。

午後3時40分、高橋会長代理の閉会の辞を以って終了する。